

別紙

1 協議事項(5) 碧南市選挙管理委員会の管理する選挙執行におけるくじの実施要領について (別紙)

碧南市選挙管理委員会の管理する選挙の執行におけるくじの実施要領 (趣旨)

第1条 この要領は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第95条第2項の規定により、当選人をくじの方法により決定することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる選挙)

第2条 この規程によるくじの対象となる選挙は、碧南市の議会の議員及び長の選挙とする。

(くじの方法)

第3条 くじの方法は、選挙長が1番から10番までの抽選棒を引くことにより行うものとする。

(くじを引く順序を決めるくじ)

第4条 くじを引く順序を決めるくじの順序は、立候補の届出順とし、それぞれの若番からくじの順序を決定することとする。

(当選人の決定)

第5条 前条の規定により順次くじを引き、より若い番号を引いた立候補者を当選人と定める。

(選挙立会人の確認)

第6条 前3条の規定によりくじを引いた場合は、選挙立会人の確認を受けなければならない。

(くじ録)

第7条 選挙長は、くじの次第を記載した、得票数が同じであるときの当選人を定めるくじ録を選挙管理委員会書記に調整させて、これに選挙立会人とともに署名する。

附 則

この要領は、平成28年4月22日から施行する。

令和6年4月21日執行 碧南市議会議員一般選挙 当選人を定めるくじ録

1 くじの日時 令和6年4月21日 午後 時 分

2 得票数が同数の候補者(届出順)

(1)

(2)

(3)

3 第4条による順序

くじを引く順序を決めるためのくじ

(1) くじを引く順序 番

(2) くじを引く順序 番

(3) くじを引く順序 番

4 第5条による順序

当選人を決めるためのくじ

(1)

(2)

(3)

5 当選人の住所氏名

住所

氏名

令和6年4月21日調製

選挙長

我々は、このくじ録が真正であることを確認して、署名する。

選挙立会人

選挙立会人

選挙立会人

選挙立会人

選挙立会人

選挙立会人

選挙立会人

選挙立会人

選挙立会人

選挙立会人

当選人を定めるくじの方法

選 挙 長

22番目の得票数である〇〇〇〇候補と△△△△候補の得票数が同じでしたので、公職選挙法第95条第2項の規定により、選挙長が、くじで当選人を決定いたします。

それでは、只今から碧南市議会議員一般選挙に係る当選人を定めるくじを行います。

書 記 長

くじの方法について説明いたします。

くじは2回行います。

1回目のくじで「くじを引く順序」を決め、2回目のくじで「当選人」決めます。

こちらに、1から10までの数字が書かれたくじ棒と、くじ棒を入れるケースがあります。

書記は、くじ棒とケースを掲げる。

書 記 長

くじ棒に書かれた数字と、ケースの中が空であることを選挙立会人の皆様に確認していただいたのち、くじ棒をケースの中に入れます。

選挙立会人の皆様及び選挙長にケースを振っていただき、くじ棒を混ぜます。

くじは、公職選挙法第95条第2項の規定により選挙長が引きます。

引かれたくじ棒は、選挙立会人の皆様に確認していただきます。

立候補の届出順によりまして、最初に引いたくじを〇〇〇〇候補のくじ、後に引いたくじを△△△△候補のくじと

し、くじ棒に書かれた数字の小さい方から、くじを引くものとします。

その後、同様にくじを引きまして、くじ棒に書かれた数字の小さい方を当選人と決定いたします。

それでは、くじ棒に書かれた数字と、ケースの中が空であることを選挙立会人の皆様に確認していただきます。

選挙長と書記長は、選挙立会人の前に移動する。

書記は、くじ棒と蓋を開けたケースを選挙立会人席へ持って行き、順に確認してもらう。

書記長

くじ棒をケースの中に入れます。

書記は、くじ棒をケースの中に入れロックする。

書記長

選挙立会人の皆様及び選挙長にケースを振っていただき、くじ棒を混ぜます。

書記がくじ棒の入ったケースを選挙立会人席へ持って行き、順に振ってもらい、最後に選挙長が振る。

書記長

ありがとうございました。

只今から、「くじを引く順序を決めるためのくじ」を行います。

くじは選挙長が引きます。

最初に引くくじは、〇〇〇〇候補のくじです。

それでは、選挙長、よろしくお願いします。

選挙長がくじを引く。

書記長 選挙立会人の皆様に、引かれたくじ棒を確認していただきます。

書記は、引かれたくじ棒を立会人席へ持って行き、順に確認してもらい、最後に書記長に渡す。

書記長 発表いたします。〇〇〇〇候補のくじは、 番です。
次に△△△△候補のくじを引きます。
それでは、選挙長お願いします。

選挙長がくじを引く。

書記長 選挙立会人の皆様に、引かれたくじ棒を確認していただきます。

書記は、引かれたくじ棒を立会人席へ持って行き、順に確認してもらい、最後に書記長に渡す。

書記長 発表いたします。△△△△候補のくじは、 番です。
従いまして、くじの結果、当選人を決めるためのくじの順番は、最初に〇〇〇〇候補、次に△△△△候補と決定いたしました。

続きまして、「当選人を決めるためのくじ」を行いますが、その前に、今一度選挙立会人の皆様及び選挙長にケースを振っていただき、くじ棒を混ぜます。

書記はくじ棒をケースに戻した後、くじ棒の入ったケースを選挙立会人席へ持って行き、順に振ってもらい、最後に選挙長が振る。

書記長

ありがとうございました。

只今から「当選人を決めるためのくじ」を行います。

くじは同じく選挙長が引きます。

最初に引くくじは、〇〇〇〇候補のくじです。

それでは、選挙長、よろしくお願いします。

選挙長がくじを引く。

書記長

選挙立会人の皆様に、引かれたくじ棒を確認していただきます。

書記は、引かれたくじ棒を立会人席へ持って行き、順に確認してもらい、最後に書記長に渡す。

書記長

発表いたします。〇〇〇〇候補のくじは、 番です。

次に△△△△候補のくじを引きます。

それでは、選挙長お願いします。

選挙長がくじを引く。

書記長

選挙立会人の皆様に、引かれたくじ棒を確認していただきます。

書記は、引かれたくじ棒を立会人席へ持って行き、順に確認してもらい、最後に書記長に渡す。

書記長

発表いたします。△△△△候補のくじは、 番です。

従いまして、くじの結果、〇〇〇〇候補を当選人と決定いたします。

選挙立会人の皆様は、くじ録への署名をお願いします。

書記は、くじ録を選挙立会人席へ持って行き、くじ録に署名してもらい、最後に選挙長に署名をもらう。

くじ録の署名が終了したことを確認後

選 挙 長

それでは、以上をもちまして、碧南市議会議員一般選挙に係る当選人を決定するくじを終了します。

ありがとうございました。